

議案第 95 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 13 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

戸籍法等の一部改正を踏まえ、戸籍謄本の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務の手数料について定めるとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3 6中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表6の次に次のように加える。

6 2	戸籍の謄本若しくは抄本の広域交付 の 又は戸籍証明書の広域交付	1件につ き	450	
--------	---------------------------------------	-----------	-----	--

別表第3 7の次に次のように加える。

7 2	戸籍電子証明書提供用識別符号の発 の 行（電子情報処理組織を使用する方 法（地方公共団体の手数料の標準に 関する政令に規定する総務省令で定 める金額等を定める省令（平成12年 自治省令第5号）第1条の2に規定 するものに限る。以下この表7の2 及び9の2において同じ。）により 戸籍電子証明書提供用識別符号の発 行を行う場合（当該発行に係る戸籍 電子証明書の請求が電子情報処理組 織を使用する方法により行われた場 合に限る。）における当該発行及び 戸籍電子証明書提供用識別符号の発 行に係る戸籍電子証明書の請求を行 う者が同時に当該戸籍電子証明書に 記録された事項と同一の事項が記載 された戸籍の謄本若しくは抄本又は 戸籍証明書の請求を行う場合におけ る当該発行を除く。）	1件につ き	400	
--------	--	-----------	-----	--

別表第3 8中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表8の次に次のように加える。

8 2	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の の 広域交付又は除籍証明書の広域交付	1件につ き	750	
--------	---	-----------	-----	--

別表第3 9の次に次のように加える。

9 の 2	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件につき	700	
-------------	--	-------	-----	--

別表第3 10中「又は届書その他受理した書類に記載した事項」を「，届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容」に改め，同表12中「事務」を「事務又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に改める。

附 則

この条例は，令和6年3月1日から施行する。